

個人住民税特別徴収義務者一斉指定に関するQ&A

Q1 今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのですか？

地方税法の規定により、各市町村は、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定することが定められています。今までもこの要件に該当する事業者については、特別徴収をしていただく必要がありましたが、これを平成30年度から府内市町村において、一斉に徹底するものです。

Q2 すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？

給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納入する義務がある事業者の方は、原則、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。

Q3 すべての従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？

前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年度の初日(4月1日)において給与の支払いを受けている従業員(パート、アルバイト、非常勤職員等を含む)は、原則として、特別徴収をしていただく必要があります。ただし、次の場合は、特別徴収を行う必要はありません。

1. 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
2. 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者
3. 給与の支払い期間が不定期である者(例：給与の支払いが毎月ではない)
4. 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者(乙欄適用者)

Q4 近いうちに退職する予定の従業員も特別徴収しなければなりませんか？

所得税の源泉徴収義務があり、4月1日現在在職されている方はすべて特別徴収の対象となります。しかし、5月末までに退職する予定がある方は、はじめから普通徴収にすることができますので、個人住民税の普通徴収切替理由書に人数を記載して、その後ろに該当者の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

Q5 2ヶ所以上の事務所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか？

原則として、前年の給与収入額が大きい事務所が特別徴収義務者として指定されます。

※前年度実績により指定される場合もあります。

Q6 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくためにご理解とご協力をお願いいたします。

住民税の計算は、1 月末までに事業者の方から提出していただく給与支払報告書に基づき、各市町村で計算して通知しますので、税額の計算を事業者が行う必要はありません。

所得税における源泉徴収や社会保険、雇用保険と同様に従業員の雇用の制度のひとつとしてご理解願います。

Q7 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員の方が個々に徴収区分を選択することは認められません。

Q8 従業員の入替わりが激しいため、特別徴収は難しいのですが。

近いうちに退職予定であり、退職日が明確であれば、普通徴収用仕切紙兼切替理由書の「普通徴収への切替理由」の事由 a の欄に人数を記入し提出していただくことにより普通徴収とすることができます。その他正当な理由がない場合は、原則、特別徴収となりますのでご理解願います。

※普通徴収用切替理由書の書き方・様式等は【特別徴収の手続き】のリンクをご参照ください。